

日常生活に係わる費用の負担区分表

令和元年10月1日改定

分類	内容・項目	月額利用料に		
		含まれる	含まれない	備考
介護	紙おむつ等の介護消耗品		◎	
	日常個人使用する車椅子・ポータブルトイレ・歩行器等の介護用品	◎		
食事	3食・おやつ・おしぼり	◎		
排泄	清拭タオル	◎		
入浴	石けん・シャンプー・リンス	◎		入浴週3回
	バスタオル・浴用タオル	◎		通常使用分のみ
洗濯	日常衣類	◎		
	クリーニングが必要な衣類		◎	(外部利用)
生活雑費	ごみ・産業廃棄物処理料・ガソリン代等、日常にかかわる雑費		◎	日額/157円 (税込)
身だしなみ	爪切り・耳かき・ひげそり(電気かみそりを使用)	◎		電気かみそりは各自で用意
寝具類	布団・枕・マットレス	◎		
	シーツ・包布・枕カバー	◎		
清掃	居室清掃(日常清掃)	◎		
医療	往診・通院・入院等の医療費		◎	健康保険を使用
健康管理	看護師の健康相談	◎		
居室	電気・水道料金		◎	
	歯ブラシ・歯磨き・石けん・洗面所用タオル		◎	
	トレットペーパー・ポータブルトイレの消臭剤		◎	
	退去時の清掃・修理・取替え等の費用		◎	
理容・美容	散髪・美容・ひげそり・顔そり		◎	
その他	上記の基準・区分に当てはまらないものについては、個別に「メディカルフローラ蓮田」とご入居者・ご家族等で協議し、決定するものとします。なお、緊急を要するもの突発的なもの等については、「メディカルフローラ蓮田」が一時的に立て替え、後にご入居者・ご家族にご請求させていただきます。			